2017年度 日本消化管学会 暫定処置による胃腸科指導医 申請要綱

日本消化管学会 事務局

1. 申請資格

- i 専門医を育成するために胃腸病診療に関する豊富な学識と経験を有すること。
- ii申請時において本学会の会員であること。
- iii 暫定処置による指導医は、本会専門医の資格を有さない場合、細則で定める基本領域(日本内科学会、日本外科学会、日本病理学会、日本小児科学会、日本医学放射線学会、日本教急医学会)の専門医または認定医であること(いずれかで可)。

2. 申請期間

2017年7月31日まで。

- 1月16日(月)締切→2月3日(金)第1回理事会承認
- 5月2日(火)締切 →6月2日(金)第3回理事会承認
- 7月31日(月)締切→9月29日(金)第4回理事会承認
- 3. 申請書類 下記チェックボックス☑をお使い下さい。(1. ~3. は必須。4. 、5. はいずれか)
 - □ 1. 指導医申請書
 - □ 2. 履歴書
 - □ 3. 医師免許証のコピー
 - □ 4. 日本消化管学会専門医認定証(暫定・正規いずれでも可)のコピー。
 - □ 5. 基本領域(日本内科学会、日本外科学会、日本病理学会、日本小児科学会、日本医学放射線 学会、日本救急医学会)の専門医あるいは認定医認定証のコピー

4. 認定手数料

無料

5. 注意事項

- ・申請書類は不備のないようご確認の上、申請期間厳守で郵送にて下記事務局へお送り下さい。
- 申請の条件は年会費の滞納のないこととなっております。事前にご確認下さい。
- ・ご登録の連絡先と申請時の連絡先が異なる場合、今後の連絡が届かない場合がありますので、 必ずご登録の変更をしていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・ご所属の施設が暫定指導施設の申請をされていない場合には、あわせてご申請ください。 2016年11月1日現在の指導施設一覧:https://jpn-ga.jp/jga-newsletter/

上記 URL の vol.18、p.9~p.13 の暫定処置による胃腸科指導施設一覧にてご確認ください。

(正規指導医へ移行する際には指導施設での常勤が条件になるため、指導医資格の継続を希望される方は必ずご申請下さい。なお、施設条件によっては指導施設の申請は不可能な場合もあります。ご了承ください)

お問合せ先: 日本消化管学会事務局 担当 樋口/佐々木/長谷